

## 校長、副校長及び教頭の希望による降任制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、職員本人の希望による降任（以下「降任」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象職員)

第2条 降任を希望することのできる職員は、市（さいたま市を除く。）町村立の小学校、中学校、高等学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条第1項に規定する定時制の課程に限る。）及び特別支援学校（以下「市町村立学校」という。）並びに県立の中学校、高等学校、特別支援学校（以下「県立学校」という。）の校長、副校長又は教頭の職にある者とする。

(降任の内容)

第3条 降任後の職は、校長にあつては副校長、教頭又は教諭のうち職員本人の希望する職、副校長にあつては教頭又は教諭のうち職員本人の希望する職、教頭にあつては教諭の職とする。

(校長の降任に係る申出)

第4条 降任を希望する校長の職にある者は、市町村立学校の校長にあつては当該市町村教育委員会に、県立学校の校長にあつては埼玉県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）に様式第1号の降任願を提出するものとする。

2 市町村教育委員会は、前項の降任願の提出を受けたときは、県教育委員会に内申を行うものとする。

(副校長の降任に係る申出)

第5条 降任を希望する副校長の職にある者は、所属する学校の校長に様式第1号の降任願を提出するものとする。

(教頭の降任に係る申出)

第6条 降任を希望する教頭の職にある者は、所属する学校の校長に様式第1号の降任願を提出するものとする。

2 県立学校の校長は、第5条及び前項の降任願の提出を受けたときは、様式第2号により県教育委員会に具申を行うものとする。

3 市町村立学校の校長は、第5条及び第1項の降任願の提出を受けたときは、様式第2号により当該市町村教育委員会に具申を行うものとする。

4 前項の具申を受けた市町村教育委員会は、その具申に基づき県教育委員会に内申を行うものとする。

(降任の決定)

第7条 降任は、職員本人の希望を尊重し、県教育委員会が決定する。

2 降任の時期は、原則として4月1日とする。

(降任の場合の給料月額)

第8条 降任した場合における給料月額については、学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年埼玉県教育委員会規則第12号）の定めるところによる。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、降任に関し必要な事項は、埼玉県教育委員会教育長が定める。

#### 附 則

この要綱は、平成15年8月1日から施行する。

平成20年3月28日一部改正

様式第1号（第4条、第5条、第6条関係）

令和 年 月 日

様

学校名  
職 名 氏 名

降 任 願

私は、下記により降任したいので、承認されたくお願いします。

記

- 1 希望する職
- 2 理 由

様式第2号（第5条 第6条関係）

令和 年 月 日  
第 号

様

学校名  
校長 氏 名

降任に関する具申について

本校（職名、氏名）から別紙のとおり降任願が提出されましたので、下記事項を具申いたします。

記

- 1 職名・氏名
- 2 生年月日・年齢
- 3 現在給料及び同発令年月日
- 4 発令希望年月日
- 5 校長の所見
- 6 その他